

【措置法第70条の2の3（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）】

(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の3-10 措置法第70条の2の3第13項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額（同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額（以下70の2の3-10において「残額」という。）があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	贈与税の課税関係	
	課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が50歳に達したこと。 (2) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと。	有(注1)	暦年課税(注2)又は相続時精算課税(注3)
(3) 受贈者が死亡したこと。	無(注4)	

(注) 1 生存贈与者（結婚・子育て資金管理契約の終了の日において生存している贈与者をいう。以下70の2の3-10において同じ。）が2以上ある場合には、残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの生存贈与者から贈与により取得をしたものとみなされることに留意する。

各生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

※非課税抛出资额

※ 当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、当該非課税抛出资额から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した金額となることに留意する。

2 措置法第70条の2の3第14項第1号の規定により贈与税の課税価格に算入される残額(※)に次の割合を乗じて算出した金額については、措置法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産とみなされることに留意する。

令和5年4月1日以後に当該生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

当該生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

※ 生存贈与者が2以上ある場合は、(注)1の定めにより算出した残額となることに留意する。

3 受贈者が生存贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該生存贈与者から取得をしたものとみなされた残額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該残額について相続時精算課税を選択できることに留意する。

4 措置法第70条の2の3第13項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。

※ 下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

令和5年度税制改正では、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において贈与税の課税価格に算入される措置法第70条の2の3第14項に規定する残額のうち、令和5年4月1日以後に取得をした信託受益権等に対応する部分の金額は、措置法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産とみなすこととされ、受贈者が結婚・子育て資金管理契約の終了の日（当該残額を贈与により取得したものとみなされる日）の属する年の1月1日において18歳以上である場合においても、同条第1項に規定する税率（特例税率）を適用しない措置が講じられた（措法70の2の3⑭二、令和5年改正令附則14⑥）。

本通達では、生存贈与者から令和5年4月1日以後及び同日前のいずれにおいても信託受益権等の取得がある場合も念頭に、当該残額のうち、一般贈与財産とみなされる金額の計算方法を、算式により留意的に明らかにした。